

# 亀田医療大学大学院学則（案）

平成31年4月1日制定  
令和2年7月6日一部改正  
令和3年3月11日一部改正  
令和3年5月24日一部改正  
令和4年4月1日一部改正  
令和7年4月1日一部改正

## 目次

第1章	総則
第2章	職員組織（第4条－第5条）
第3章	教授会等（第6条－第7条）
第4章	学年、学期及び休業日（第8条－第10条）
第5章	修業年限及び在学年限（第11条・第12条）
第6章	入学、休学及び退学等（第13条－第26条）
第7章	教育課程及び履修方法等（第27条－第33条）
第8章	修了及び学位（第34条・第35条）
第9章	科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生等（第36条－第39条）
第10章	入学金及び授業料等（第40条）
第11章	賞罰（第41条・第42条）
第12章	雑則（第43条）
	附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 亀田医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した教育・研究・実践能力を培い、看護学及び医科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

### （自己評価等）

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

### （研究科及び入学定員等）

第3条 本大学院に看護学研究科を置き、看護学専攻を置く。

2 本専攻に、博士前期課程、博士後期課程を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

課程	入学定員	収容定員
博士前期課程	10名	20名
博士後期課程	3名	9名

## 第2章 職員組織

### (学長)

第4条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

### (教員配置)

第5条 本大学院に、研究科長、教授、准教授、講師、及び助教を置く。

- 2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。ただし、校務に関する最終決定権を学長に留保する。
- 3 本大学院における授業科目の担当は、本大学院の教授、准教授、講師、助教及び非常勤講師が行う。
- 4 本大学院における研究指導は、本大学院の教授、准教授、及び講師が行う。

## 第3章 教授会等

### (教授会)

第6条 本大学院の教育研究に関する重要事項を審議するため、大学院教授会を置く。

- 2 大学院教授会に関する事項は、別に定める。

### (研究科委員会)

第7条 本大学院の教育研究に関する事項を審議するため、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に関する事項は、別に定める。

## 第4章 学年、学期及び休業日

### (学年)

第8条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

### (学期)

第9条 学年を次の学期に分ける。

- |    |                  |
|----|------------------|
| 前期 | 4月1日から9月30日まで    |
| 後期 | 10月1日から翌年3月31日まで |

### (休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第4号から第6号の期間は、毎年度学年暦により定めるものとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - (3) 開学記念日
  - (4) 春期休業
  - (5) 夏期休業
  - (6) 冬期休業
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は必要があると認めた場合は、休業日の変更又は臨時の休業日を定めることができる。

## 第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第11条 博士前期課程の修業年限は、2年とし、博士後期課程の修業年限は3年とする。

(在学年限)

第12条 博士前期課程の在学期間は、4年を超えることができない。

2 博士後期課程の在学期間は、6年を超えることができない。

3 転入学及び再入学した学生は、定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第6章 入学、休学及び退学等

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本大学院の博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、かつ、別に定める検定に合格した者について、入学を許可する。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において学校教育における16年の学校教育を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、かつ、別に定める検定に合格した者について、入学を許可する。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 我が国において、外国の学校が行う通信教育における授業科目を履修し、修士又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、文部科学大臣が指定した外国大学(大学院相当)日本校の課程を修了し、修士又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 外国の大学、外国大学(大学院相当)日本校又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学

- 位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣が指定した者
  - (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学の志願)

第15条 本大学院への入学を志願する者は、本大学院所定の出願書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、本大学院所定の書類を提出するとともに、入学金、授業料及びその他の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第18条 他の大学院に現に在学する者で、本大学院に転入学を志願する者があるときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第19条 第23条及び第25条の規定により本大学院を退学した者で、本大学院に再び入学を志願する者は、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

(転入学、再入学の修業年限等)

第20条 第18条及び第19条の規定により入学を許可された者の在学期間の通算、及び既修得単位の取り扱いその他必要な事項は、別に定める。

(休学)

第21条 学生が疾病その他の理由により、引き続き3か月以上修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事情がある場合は、学長の許可を受けて、1年の範囲内で期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して博士前期課程にあつては2年、博士後期課程については3年を超えることはできない。

5 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第22条 休学期間中に当該理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第23条 学生が他の大学院へ転学をしようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第24条 学生が外国の大学院に留学をしようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、修業年限に含めることができる。
- 3 留学の取り扱いについては、別に定める。

(退学)

第25条 学生が退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第26条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学長が除籍する。

- (1) 第11条に規定する在学年限を超えたとき。
- (2) 第21条第4項に規定する休学期間を超えたとき。
- (3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき。
- (4) 行方不明の者及び死亡した者

## 第7章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第27条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目及び単位数は、別表1看護学専攻博士前期課程及び別表2看護学専攻博士後期課程のとおりとする。

(修了要件)

第28条 博士前期課程の修了の要件は、大学院博士前期課程に2年以上在籍し、所定の在学年限を満了し、別表の定めるところにより、所要の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、大学院博士後期課程に3年以上在籍し、所定の在学年限を満了し、別表の定めるところにより、所要の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 第32条第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により、教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(単位の計算方法)

第29条 各授業科目の単位数の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第30条 授業科目を履修し、所定の試験に合格した者には、単位を与える。

(学修の評価)

第31条 授業科目の成績は、S, A, B, C及びDの5段階を持って表し、S, A, B及びCを合格とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなす単位数は、当該学生が入学した研究科において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

(授業科目の履修方法等)

第33条 授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

## 8章 修了及び学位

(修了)

第34条 第11条の修業年限以上在学し、第28条に定める修了要件を満たした者については、大学院教授会の意見を参考にして学長が修了を認定する。

(学位)

第35条 博士前期課程の修了を認定された者に対しては、修士の学位を、博士後期課程の修了を認定された者に対しては、博士の学位を授与する。

- 2 修士又は博士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生等

(科目等履修生)

第36条 本大学院所定の授業科目中、その1科目又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、大学院の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生とすることができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生、聴講生)

第37条 他大学院の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他大

学院との協議に基づき、特別聴講生とすることができる。

2 本大学院において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、大学院の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講生とすることができる。

3 特別聴講学生及び聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第38条 本大学院において、特定課題についての研究指導を受けようとする者があるときは、研究科の教育に支障がない場合に限り、選考の上研究生とすることができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第39条 外国人で、本大学院において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第10章 入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第40条 入学検定料、入学金、及び授業料等並びに収納方法に関し必要な事項は、別に定める。

## 第11章 賞罰

(表彰)

第41条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長は、大学院教授会の意見を参考にして表彰することができる。

(懲戒)

第42条 本法人及び本大学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、大学院教授会の意見を参考にして学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当した学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なくして出席常でない者

(4) 本法人及び本大学の規則の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第12章 雑則

(委任)

第43条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則  
この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 看護学専攻博士前期課程

領域分野		分野の科目名称	配当 年次	単位数 (時間)
共通 科目群	共通科目	看護理論	1 前	2(30)
		看護研究	1 前	2(30)
		コンサルテーション論	1 後	2(30)
		看護教育論	1 後	2(30)
		看護倫理	1 前	2(30)
		医療人間学	1 後	2(30)
		医療統計学	1 後	2(30)
		フィジカルアセスメント	1 後	2(30)
		病態生理学	1 前	2(30)
		ケアシステム論	1 後	2(30)
		看護管理論	1 前	2(30)
		臨床薬理学	1 後	2(30)
専門 科目群	看護管理学	看護管理学特論Ⅰ(看護組織論)	1 前	2(30)
		看護管理学特論Ⅱ(人材育成と活用)	1 後	2(30)
		看護管理学特論Ⅲ(安全管理学)	1 後	2(30)
		看護管理学演習	2 前	2(60)
		看護管理学特別研究	1 後~2 通	8(240)
	実践看護学 (実践研究コー ス)	実践看護学特論Ⅰ(成人看護)	1 前	2(30)
		実践看護学特論Ⅱ(精神保健看護)	1 前	2(30)
		実践看護学特論Ⅲ(小児看護)	1 前	2(30)
		実践看護学特論Ⅳ(在宅看護)	1 前	2(30)
		実践看護学演習	1 後	2(60)

専門 科目群		実践看護学特別研究	1 後～2 通	8(240)
	実践看護学 (高度実践看護 師コース・がん 看護学)	がん看護学特論Ⅰ(がん病態治療学)	1 前	2(30)
		がん看護学特論Ⅱ(がん看護理論)	1 前	2(30)
		がん看護学特論Ⅲ(がん看護援助論)	1 前	2(30)
		がん看護学特論Ⅳ(がん薬物療法看護論)	1 後	2(30)
		がん看護学特論Ⅴ(がん緩和ケア論)	1 後	2(30)
		がん看護学演習Ⅰ	1 後	2(60)
		がん看護学演習Ⅱ	1 後	2(60)
		がん看護学実習Ⅰ(役割機能実習)	1 後	2(90)
		がん看護学実習Ⅱ(診断治療実習)	2 前	2(90)
		がん看護学実習Ⅲ(療養支援実習)	2 前	2(90)
		がん看護学実習Ⅳ(統合実習)	2 前	4(180)
		がん看護学課題研究	2 通	2(30)
		実践看護学 (高度実践看護 師コース・精神 看護学)	精神看護学特論Ⅰ(歴史・法制度論)	1 前
	精神看護学特論Ⅱ(精神看護理論)		1 前	2(30)
	精神看護学特論Ⅲ(精神看護倫理・当事者論)		1 前	2(30)
	精神看護学特論Ⅳ(リエゾン精神看護)		1 前	2(30)
	精神看護学特論Ⅴ(地域精神看護)		1 後	2(30)
	精神看護学演習Ⅰ(対象理解と自己理解)		1 前	2(60)
	精神看護学演習Ⅱ(精神科治療技法)		1 後	2(60)
	精神看護学演習Ⅲ(精神看護援助方法)		1 後	2(60)
	精神看護学実習Ⅰ(高度実践看護役割・機能 の実習)		1 後	2(90)
	精神看護学実習Ⅱ(直接ケア実習)		2 前	4(180)
	精神看護学実習Ⅲ-A(リエゾン精神看護実 習)		2 前	2(90)
	精神看護学実習Ⅲ-B(地域精神看護実習)		2 前	2(90)

		精神看護学実習Ⅳ(間接ケア実習)	2 後	2(90)
		精神看護学課題研究	2 通	2(30)
ウイメンズヘル ス・助産学		ウイメンズヘルステ論	1 前	2(30)
		周産期ケア特論	1・2 後	2(30)
		助産マネジメント特論	1・2 前	2(30)
		ウイメンズヘルステ論演習	1 後	2(60)
		ウイメンズヘルス研究論	1 前	2(30)
		助産学概論	1 前	2(30)
		助産学展開論	1 前	2(30)
		ウイメンズヘルス教育論	1 後	2(30)
		周産期診断治療論	1 後	2(30)
		助産診断・技術論Ⅰ(妊婦の助産ケア)	1 前	2(30)
		助産診断・技術論Ⅱ(産婦の助産ケア)	1 前	2(30)
		助産診断・技術論Ⅲ(褥婦と新生児の助産ケア)	1 前	2(30)
		助産診断・技術演習	1 前	2(60)
		地域母子保健論	2 前	1(15)
		助産管理論	2 前	2(30)
		助産学実習Ⅰ	1 後	2(90)
		助産学実習Ⅱ	1 後	4(180)
		助産学実習Ⅲ	1 後	2(90)
		継続事例実習	1 後・2前	2(90)
		地域助産実習	2 前	1(45)
		周産期ハイリスク実習	2 前	1(45)
		助産管理実習	2 前	1(45)
		ウイメンズヘルス・助産学特別研究	1 後～2 通	8(240)
	ウイメンズヘルス・助産学課題研究	2通	2(30)	

所定の在学年限を満たし、以下の所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究論文についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。

(1)看護管理学 30 単位

①共通科目 14 単位【看護研究 2 単位、看護倫理 2 単位は必修、そのほか共通科目から 10 単位】

②専門科目 16 単位【看護管理学特論Ⅰ(看護組織論)、看護管理学特論Ⅱ(人材育成と活用)、看護管理学特論Ⅲ(安全管理学)の 6 単位、看護管理学演習 2 単位、看護管理学特別研究 8 単位】

(2)実践看護学 30 単位

1. 実践研究コース

①共通科目 14 単位【看護研究 2 単位、看護倫理 2 単位は必修、そのほか共通科目から 10 単位】

②専門科目 16 単位【実践看護学特論Ⅰ(成人看護)、実践看護学特論Ⅱ(精神保健看護)、実践看護学特論Ⅲ(小児看護)、実践看護学特論Ⅳ(在宅看護)、看護管理学特論Ⅲ(安全管理学)の中から 6 単位、実践看護学演習 2 単位、実践看護学特別研究 8 単位】

2. 高度実践看護師コース

①共通科目 14 単位【「看護理論」「看護研究」「コンサルテーション論」「看護教育論」「看護倫理」「看護管理論」の中から 8 単位以上(「看護研究」と「看護倫理」は必修)を履修するとともに、「フィジカルアセスメント」「病態生理学」「臨床薬理学」6 単位を履修】

②専門科目

がん看護学 16 単位【がん看護学特論Ⅰ～Ⅴから 10 単位、がん看護学演習Ⅰ、Ⅱから 4 単位、がん看護学課題研究 2 単位を履修】ただし、日本看護協会がん看護専門看護師の資格試験の受験を希望する者は、自由科目のがん看護学実習Ⅰ～Ⅳ10 単位を履修する。

精神看護学 16 単位【精神看護学特論Ⅰ～Ⅴから 8 単位(サブスペシャリティに応じて、特論Ⅳ(リエゾン精神看護)か特論Ⅴ(地域精神)のどちらかを選択)、精神看護学演習Ⅰ～Ⅲから 6 単位を履修。精神看護学課題研究 2 単位を履修】ただし、日本看護協会専門看護師資格試験の受験を希望する者は、自由科目の精神看護学実習Ⅰ～Ⅳから 10 単位を履修する(ただし、サブスペシャリティに応じて、実習Ⅲ-A か、Ⅲ-B のどちらかを選択)。

(3)ウィメンズヘルス・助産学(助産師有資格者) 30 単位

①共通科目 14 単位【看護研究 2 単位、看護倫理 2 単位は必修、そのほか共通科目から 10 単位】

②専門科目 16 単位【ウイメンズヘルス特論、周産期ケア特論、助産マネジメント特論、ウイメンズヘルス特論演習、助産管理実習、周産期ハイリスク実習から 8 単位、ウイメンズヘルス・助産学特別研究 8 単位】

ウイメンズヘルス・助産学(助産師無資格者) 61 単位

①共通科目 14 単位【看護研究 2 単位、看護倫理 2 単位は必修、そのほか共通科目から 10 単位】

②専門科目 47 単位【ウイメンズヘルス・助産学 45 単位、他の専攻・コース領域の特論 2 単位】

\*なお、他の専攻領域・コースの特論も、2 単位の範囲で履修可能とする。ただし、専攻領域の科目との読み替えはできない。

別表2 看護学専攻博士後期課程

科目区分	授業科目名称	配当 年次	単位数 (時間)
基盤科目群	理論看護学	1 前	2(30)
	システマティックレビュー	1 前	1(30)
	デザイン思考法の理論と実践	1 前	1(15)
	看護学研究法特論Ⅰ	1 前	2(30)
	看護学研究法特論Ⅱ	1 後	2(30)
	看護学研究法特論Ⅲ	1 後	1(15)
専門科目群	DNP 特論Ⅰ	1 前	2(30)
	DNP 特論Ⅱ	1 前	2(30)
	DNP 特論Ⅲ	1 後	2(30)
	DNP 特論Ⅳ	1 後	2(30)
	DNP 特論Ⅴ	2 前	2(30)
	DNP プロジェクト演習	2通	2(60)
	DNP プロジェクト研究	3通	3(90)
<p>博士後期課程の修了要件は、大学院に 3 年以上在学し、基盤科目群必修科目 4 単位、基盤科目群選択科目 4 単位以上、計 8 単位以上、専門科目群必修科目 15 単位、総計 23 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士後期課程の目的に応じて、DNP プロジェクト研究論文の審査及び最終試験に合格すること。</p>			

## 亀田医療大学大学院学則変更の事由と変更点

### 1. 変更事項

亀田医療大学大学院の学則の変更

### 2. 変更の事由

大学院看護学専攻看護学研究科博士後期課程の新設に伴い、研究科の専攻に係る課程の変更申請において、亀田医療大学大学院学則を変更する。

### 3. 変更点

本学大学院は、現在、看護学専攻看護学研究科修士課程を開設しているが、「修士課程」から「博士前期課程、博士後期課程」へ課程を変更する際に学則において、以下の変更点が生じる。

なお、変更の詳細は別紙（変更部分の新旧対照表）を参照のこと。

- ① 研究科の入学定員等
- ② 修業年限
- ③ 在学年限
- ④ 入学資格
- ⑤ 休学
- ⑥ 授業科目
- ⑦ 修了要件
- ⑧ 学位
- ⑨ 別表（教育課程）

亀田医療大学大学院学則 変更部分の新旧対照表

新	旧															
<p>(研究科及び入学定員等)</p> <p>第3条 本大学院に<u>看護学研究科</u>を置き、<u>看護学専攻</u>を置く。</p> <p>2 本専攻には、<u>博士前期課程</u>、<u>博士後期課程</u>を置き、<u>入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課程</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">博士前期課程</td> <td style="text-align: center;">10名</td> <td style="text-align: center;">20名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">博士後期課程</td> <td style="text-align: center;">3名</td> <td style="text-align: center;">9名</td> </tr> </tbody> </table>	課程	入学定員	収容定員	博士前期課程	10名	20名	博士後期課程	3名	9名	<p>(研究科及び入学定員等)</p> <p>第3条 本大学院に<u>次の研究科</u>を置き、<u>研究科に専攻</u>を置く。</p> <p>2 研究科、<u>入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 研究科</td> <td style="text-align: center;">看護学研究科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 入学定員</td> <td style="text-align: center;">10名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3) 収容定員</td> <td style="text-align: center;">20名</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 研究科	看護学研究科	(2) 入学定員	10名	(3) 収容定員	20名
課程	入学定員	収容定員														
博士前期課程	10名	20名														
博士後期課程	3名	9名														
(1) 研究科	看護学研究科															
(2) 入学定員	10名															
(3) 収容定員	20名															
<p>(修業年限)</p> <p>第11条 <u>博士前期課程の修業年限は、2年とし、博士後期課程の修業年限は3年とする。</u></p>	<p>(修業年限)</p> <p>第11条 <u>本大学院の修業年限は、2年とする。</u></p>															
<p>(在学年限)</p> <p>第12条 <u>博士前期課程の在学期間は、4年を超えることができない。</u></p> <p>2 <u>博士後期課程の在学期間は、6年を超えることができない。</u></p> <p>3 <u>編入学、転入学及び再入学した学生は、定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。</u></p>	<p>(在学年限)</p> <p>第12条 <u>在学期間は、4年を超えることができない。</u></p> <p>(追加)</p> <p>2 <u>編入学、転入学及び再入学した学生は、定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。</u></p>															
<p>(入学資格)</p> <p>第14条 <u>本大学院の博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、かつ、別に定める検定に合格した者について、入学を許可する。</u></p> <p>(1) <u>学校教育法第83条に定める大学を卒業した者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者</u></p> <p>2 <u>本大学院の博士後期課程に入学することので</u></p>	<p>(入学資格)</p> <p>第14条 <u>本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、かつ、別に定める検定に合格した者について、入学を許可する。</u></p> <p>(1) <u>学校教育法第83条に定める大学を卒業した者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者</u></p> <p>(追加)</p>															

<p>きる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、かつ、別に定める検定に合格した者について、入学を許可する。</p> <p>(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者</p> <p>(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(3) 我が国において、外国の学校が行う通信教育における授業科目を履修し、修士又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(4) 我が国において、文部科学大臣が指定した外国大学（大学院相当）日本校の課程を修了し、修士又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(6) 外国の大学、外国大学（大学院相当）日本校又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>(7) 文部科学大臣が指定した者</p> <p>(8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの</p>	
<p>(休学)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>4 休学期間は、通算して博士前期課程にあっては 2 年、博士後期課程については 3 年を超えることはできない。</p>	<p>(休学)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>4 休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。</p>
<p>(授業科目)</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>2 授業科目及び単位数は、別表 1 看護学専攻博士前期課程及び別表 2 看護学専攻博士後期課程の</p>	<p>(授業科目)</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>2 授業科目及び単位数は、別表 1 のとおりとする。</p>

<p>とおりとする。</p>	
<p>(修了要件)  <u>第28条 博士前期課程の修了の要件は、大学院博士前期課程に2年以上在籍し、所定の在学年限を満し、別表の定めるところにより、所要の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。</u></p>	<p>(修了要件)  <u>第28条 修士課程の修了の要件は、大学院修士課程に2年以上在籍し、所定の在学年限を満し、別表の定めるところにより、所要の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第28条の2 第32条第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により、教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。</u></p>
<p><u>2 博士後期課程の修了の要件は、大学院博士後期課程に3年以上在籍し、所定の在学年限を満し、別表の定めるところにより、所要の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>
<p><u>3 第32条第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により、教育課程の一部を履修したと認めるときは、</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>

<p><u>当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、博士前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。</u></p>	
<p>(学位)  <u>第35条 博士前期課程の修了を認定された者に対しては、修士の学位を、博士後期課程の修了を認定された者に対しては、博士の学位を授与する。</u>  2 <u>修士又は博士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>(学位)  <u>第35条 修了を認定された者には、修士の学位を授与する。</u>  2 <u>修士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。</u></p>
<p>(別表)  <u>別表1 看護学専攻博士前期課程</u>  (略)  <u>別表2 看護学専攻博士後期課程</u></p>	<p>(別表)  <u>別表1</u>  (略)  <u>(追加)</u></p>

科目区分	授業科目名称	配当年次	単位数 (時間)
基盤科目群	理論看護学	1 前	2(30)
	システムティックレビュー	1 前	1(30)
	デザイン思考法の理論と実践	1 前	1(15)
	看護学研究法特論 I	1 前	2(30)
	看護学研究法特論 II	1 後	2(30)
	看護学研究法特論 III	1 後	1(15)
専門科目群	DNP 特論 I	1 前	2(30)
	DNP 特論 II	1 前	2(30)
	DNP 特論 III	1 後	2(30)
	DNP 特論 IV	1 後	2(30)
	DNP 特論 V	2 前	2(30)
	DNP プロジェクト演習	2 通	2(60)
	DNP プロジェクト研究	3 通	3(90)
<p>博士後期課程の修了要件は、大学院に 3 年以上在学し、基盤科目群必修科目 4 単位、基盤科目群選択科目 4 単位以上、計 8 単位以上、専門科目群必修科目 15 単位、総計 23 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士後期課程の目的に応じて、DNP プロジェクト研究論文の審査及び最終試験に合格すること。</p>			

## 亀田医療大学大学院教授会規程

平成 30 年 9 月 20 日制定

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、亀田医療大学大学院学則第 6 条第 2 項の規定に基づき、亀田医療大学大学院教授会の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第 2 条 教授会は、学長、研究科長及び教授をもって組織する。

### (教授会の任務)

第 3 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項各号に掲げる事項について審議したときは、速やかに当該事項に係る意見を書面にて学長に提出するものとする。
- 3 教授会は、第 1 項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 学長は、前項の規定により教授会の意見を求める必要があると判断したときは、教授会の議長に書面又は口頭により意見を求めるものとする。
- 5 教授会は、前項の求めがあった場合は、速やかに、審議し当該事項に係る意見を書面にて学長に提出するものとする。

### (招集)

第 4 条 教授会は、研究科長が招集し、その議長となる。研究科長を置かないときは、学長が指名する者が教授会を招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

### (会議の開催)

第5条 教授会は、原則として毎月1回開催するものとする。

2 緊急やむを得ない事由により、議長が必要と認める時は、臨時の教授会を開催することができる。

3 議長は、教授会構成員の3分の1以上の者から議題を付して要求があった場合は、教授会を開催しなければならない。

(定足数)

第6条 教授会は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

2 休職中の者その他長期にわたって出席できない者は、前項の定足数から除く。

(議決)

第7条 教授会の議決を要する事項については、別に定める場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第8条 議長は必要があると認める時は、構成員以外の者を出席させ意見を求めることができる。

(議事録)

第9条 教授会の議事については、議事録を作成し、保存しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年9月16日から施行する。

## 亀田医療大学大学院研究科委員会規程

(平成 30 年 9 月 20 日制定)

(令和 3 年 6 月 3 日最終改正)

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、教育研究及びその他運営に関する重要事項等の共有を行い、もって亀田医療大学大学院における教育研究の円滑な実施に資することを目的とし、亀田医療大学大学院に亀田医療大学大学院研究科委員会（以下「本委員会」という。）を設置するため、必要な事項を定めるものとする。

### (取扱事項)

第 2 条 本委員会では、以下に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 研究及び教育に関すること
- (2) 授業科目及び履修方法に関すること
- (3) 学生の学業成績に関すること
- (4) 学生の支援に関すること
- (5) 学籍の異動に関すること
- (6) その他必要と認めること

### (組織)

第 3 条 本委員会は、授業科目を担当する専任の教員をもって組織する。

### (議長)

第 4 条 研究科委員会の議事を整理するため議長を置き、研究科長が議長となる。研究科長を置かないときは、学長が指名する者が本会議を招集し、議長となる。

- 2 副議長は、議長の指名による。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (議事)

第 5 条 研究科委員会は、議長が招集する。

- 2 本委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
- 3 休職中の者その他長期にわたって出席できない者は、その期間前項の構成員から除く。

### (会議の開催)

第 6 条 本委員会は、原則として毎月 1 回開催するものとする。

(構成員以外の出席)

第7条 議長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を認めることができる。

(事務)

第8条 本委員会に関する事務は、総務課が担当する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院教授会の議を経て行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本委員会が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月3日から施行し、令和3年5月27日から適用する。